



# 令和5年度 4月 郡山市認可保育施設入所案内

郡山市保育課 郡山市朝日一丁目23番7号（郡山市役所西庁舎3階）

【電話】024-924-3541 【郡山市子育てサイト】郡山市ウェブサイト内(右記QRコード)



令和5年4月入所申込は、**郵送**による申し込みにご協力をお願いします。  
申し込みをされる方は、**必ずこちらの案内で内容を確認し、手続きをしてください。**

## 1 申込の受付について

### (1) 申込期間

**令和4年11月1日(火)～12月2日(金)【必着】**

不足書類の提出が必要な場合があるため、締め切りに余裕をもってお申し込みください。

※11月1日以降に出生・転入した児童を対象とした予備受付があります。▶5ページ参照

### (2) 申込の児童

令和5年4月から郡山市内の認可保育施設へ入所をご希望の方  
(保護者が働いているなどの理由により、保育を必要とする小学校入学前の市内在住〈入所前に市内に転入してくる場合を含む〉の児童)

○令和4年度中に申し込みを行い、入所できなかった方(現在空き待ち中の方を含む)も、新たに申し込みが必要です。

○転所希望の方も申込期間内に申し込みが必要です。

### (3) 申込の方法

次の①、②いずれかの方法によりお申し込みください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での申込にご協力をお願いします。

#### ① **郵送**による申込

<宛先>〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 郡山市保育課 保育認定係

#### ② 保育課(郡山市役所西庁舎3階)に設置してある**投函ボックスへの提出**

(受付時間: 平日 8時30分～17時15分)

・認可保育施設での申込受付は行いません。

・受付後、市から受領確認と面接の予約期間や面接場所等のお知らせを郵送します。

提出から3週間以上経ってもお知らせが届かない場合は、保育課に連絡をお願いします。

▶入所申込～入所決定までの流れについて 4～5ページ参照

・封筒(角形2号封筒推奨)は各自でご用意ください。

・郵便事故等の責任は負いかねますので、ご心配な場合は、特定記録郵便や書留等、追跡可能な方法での郵送をおすすめします。

・必要書類等についてよく確認し、申し込みをしてください。▶2ページ参照

### (4) マイナンバーカードでの電子申請

保護者のマイナンバーカードとマイナポータルへの登録が必要です。

マイナポータルはICカードリーダーライター又は対応スマートフォンのいずれかを用いてログインできます。

ご希望の方は、内閣府マイナポータルサイトを参照してください。

## (5) 必要書類

申し込みには次の書類が必要です。提出された書類は返却できません。  
※各申請書は、ボールペンで記入してください。

申し込みに必要な書類は、各認可保育施設、保育課に用意しております。  
また、市ウェブサイトからダウンロードもできます。  
(A4 サイズで印刷してください)



- 保育施設等利用申請書〔指定様式〕**  
… 申込児童1人につき1枚 記入例を必ず確認してください。
- 教育・保育給付認定申請書〔指定様式〕**  
… 申込児童1人につき1枚 記入例を必ず確認し、裏面も忘れずに記入ください。
- 入所申込に関する確認票**
- 保育を必要とすることを証明するために必要な書類・・・【表1】参照**  
※入所希望児童と同居している父・母・65歳未満の祖父母のものがが必要です。  
※住民票上世帯分離をしても、住民票上同住所の場合や同じ家屋に居住している場合は「同居」扱いとなります。  
※令和5年4月1日～令和6年3月31日の間に65歳になる祖父母（昭和33年4月～昭和34年3月生まれ）のものは不要です。  
※各種証明書、診断書等は証明年月日が令和4年10月1日以降のものがが必要です。
- 保育料の決定などに必要な書類**（以下の対象に当てはまる方のみ）
  - ・ひとり親（父子・母子）世帯の方 ⇒ 児童が記載された戸籍謄本
  - ・令和4年1月1日に海外に居住していた父母 ⇒ 令和3年中の収入が分かる書類

【表1】

| 保育を必要とする理由 |                | 必要な書類   | 備考  |
|------------|----------------|---|---|
| 就労         | 会社勤務<br>産休・育休中 | 就労証明書〔指定様式〕   | 育児休業明け入所希望をする場合、育児休業取得期間が記載された就労証明書が必要                                    |
|            | 自営業<br>農業      | ① 就労証明書〔指定様式〕<br>+<br>② 「開業届」「営業許可証」「確定申告書」のいずれかの写し | 自営業・農業に従事する方（就労証明書の「証明者」が「保護者自身」となる方）は、左記書類の提出が必要                         |
| 求職活動       |                | 就労予定申立書〔指定様式〕                                       | 勤務内定後に就労証明書などの提出が必要となります。   |
| 妊娠・出産      |                | 出産（予定）児童の母子健康手帳の写し                                  | 表紙と出産（予定）日が確認できる部分の写し   |
| 保護者の疾病・障がい |                | 「保護者が児童を自宅保育できないこと」が明記された診断書、又は障害手帳等の写し             | 申請書の障害者手帳等の有無で各種手帳の「所持あり」とした方、特別児童扶養手当受給の方は、手帳等の写しは不要（ただし市外で交付を受けている方は必要） |
| 同居親族の看護・介護 |                | 看護・介護を受ける人の診断書、又は障害手帳等の写し                           | 障害基礎年金、要介護認定を受けている方は、それを証明する書類が必要   |
| 就学など       |                | 在学を証明する書類   | 在学証明書、又は学生証と時間割の写し（カリキュラム、スケジュールの分かるもの）                                   |



- ・提出書類はそろっていますか？
- ・保育施設等利用申請書、教育・保育給付認定申請書に、記入漏れはありませんか？
- ・鉛筆や消せるボールペン、修正液を使用していませんか？（使用不可です）

===== 注 意 =====

- ・書類に不足や不備がある場合は、入所選考上、優先度が低くなる場合があります。
- ・必要に応じて追加書類を提出していただくことがあります。

<令和5年4月入所以外の申し込みについて>

郵送受付は行いません。4月入所申込期間内に「令和5年3月まで」と「令和5年4月」の入所申込を両方提出する場合は、保育課又は第1希望の施設にまとめて提出してください。

その場合、4月の入所申込～入所決定までの流れについては ▶4～5ページ参照

<申込締切日>

令和5年2月までの入所申込 ⇒前月の5日（5日が土日祝日の場合は、その後の開庁日）

令和5年3月入所申込 ⇒令和5年1月5日（木）（2月入所申込の締切日と同じ）

## 2 申込内容の変更について

申し込み後又は空き待ち中の方で、申込書に記載した内容等に変更があった場合は、選考結果に影響するため、必ず保育課へ電話で連絡（受付時間：平日 8時30分～17時15分）のうえ、必要書類がある場合は提出してください。

### (1) 就労状況や保育状況等が変更になったとき

例) ○就労先の決定・変更・就労時間変更のとき

○育休期間が延長になったとき

○認可外保育施設の利用開始など児童の保育状況が変わったとき

○空き待ちをキャンセルする場合

○市外転出する場合

○世帯状況（婚姻、離婚、祖父母と同居・別居など）が変わったとき 等

### (2) 希望保育施設を変更するとき

・11月1日（火）～12月2日（金）の期間で申し込みをした方

一次選考への反映は、12月2日（金）までの変更分です。

※12月3日（土）から一次選考の結果判明までは希望先を変更することができませんのでご了承ください。

・一次選考で入所できなかった方 ▶入所申込～入所決定までの流れについて 4～5ページ参照

希望施設変更は、一次選考の結果判明後から2月6日（月）までです。

※一次選考の結果通知後に空き状況をウェブサイトに掲載します。

・二次選考で入所できなかった方

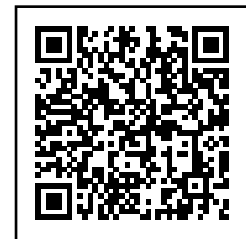
希望施設変更は、二次選考の結果判明後から3月6日（月）までです。

※二次選考の結果通知後に空き状況をウェブサイトに掲載します。

「郡山市内認可保育施設一覧」で  
入所対象年齢等を確認し、希望施設を  
選択してください。



各選考会後の空き状況は、こちら  
からご確認ください。

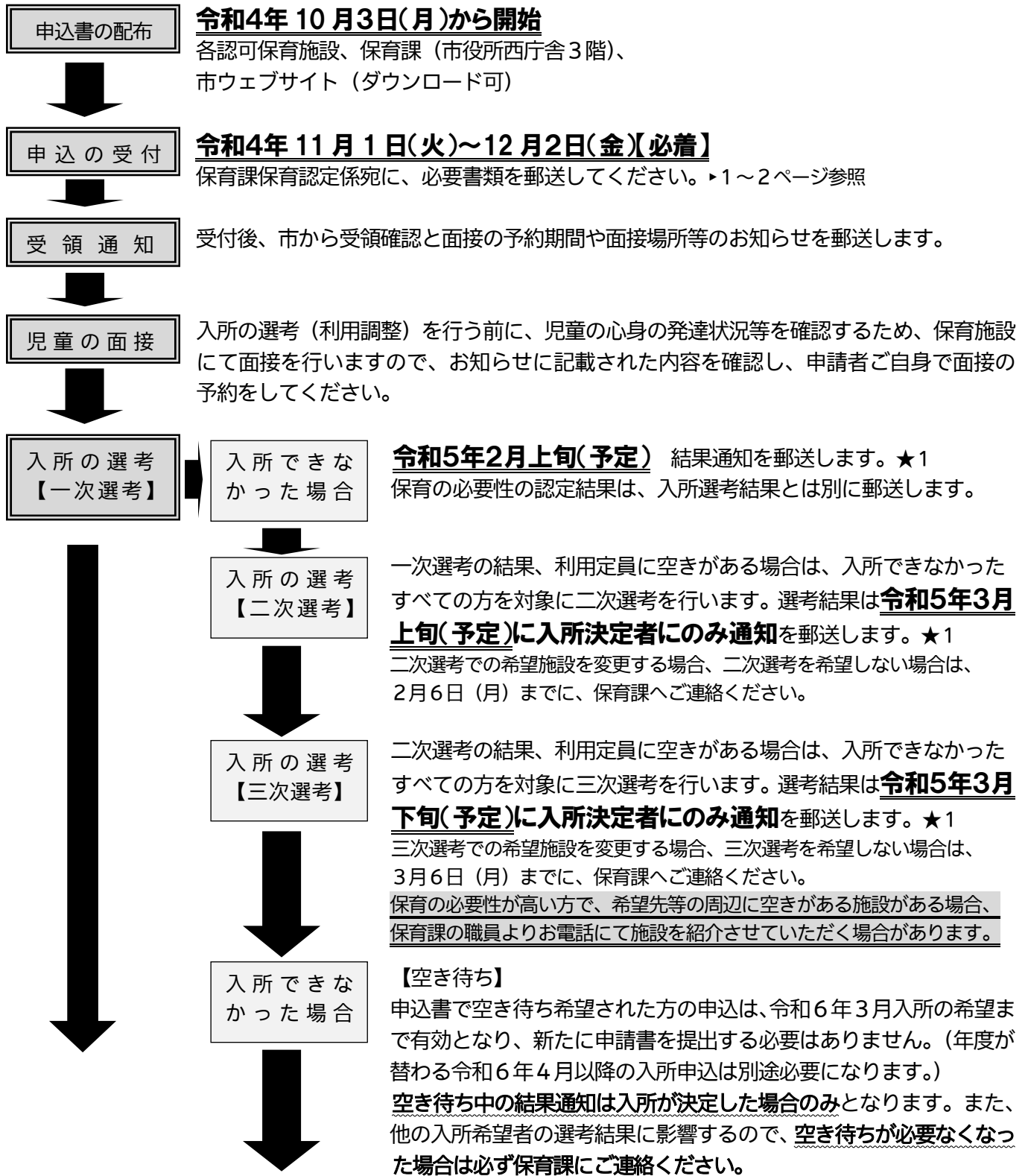


### 3 入所申込～入所決定までの流れについて

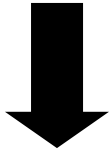
保育施設への入所は、「児童福祉法第24条第3項」「郡山市保育施設等の利用調整及び保育の必要性の認定に関する事務取扱要領第6条」の規定に基づき、申請内容を審査し、保育施設ごとに利用調整を行った上で決定します。

◎ 注意 ◎

- ・入所の決定は、申込受付順ではありません。
- ・利用調整の結果、“他に保育の必要性が高い児童がいる”“利用定員に空きがない”等の理由により入所できない場合があります。
- ・申請内容に虚偽があった場合、入所決定後であっても退所になる場合があります。



入所が決定  
した場合



入所説明会



入所

**令和5年2月上旬予定** 結果通知を郵送します。★1

保育の必要性の認定結果は、入所選考結果とは別に郵送します。

※入所決定を辞退する場合には、保育課へ必ずご連絡ください。

入所決定を辞退された方が新たに申し込みされた場合、令和5年度中の入所選考の際の優先度は下がります。

また、転所を辞退した場合、もとの施設を利用することはできません。

結果通知が届き次第、速やかに入所が決定した施設へ連絡し、入所説明会の日程を確認してください。

施設へ連絡がなかった場合、「辞退扱い」となりますのでご注意ください。

**【注意】**

入所日は令和5年4月1日です。転入予定で申し込みの方は、入所前日までに郡山市に住民登録されていること、育児休業取得者は令和5年5月15日までに職場復帰することが入所の条件となります。

★1 結果通知の発送時期等に関するお問い合わせは、以下の日程からお受けする予定です。

| 選考   | 結果通知予定時期 | 問合せ対応開始予定日 |
|------|----------|------------|
| 一次選考 | 2月上旬     | 2月2日(木)    |
| 二次選考 | 3月上旬     | 3月2日(木)    |
| 三次選考 | 3月下旬     | 3月22日(水)   |

## 4 予備受付について

令和4年11月1日以降に出生・転入した児童を対象として、予備受付を行います。

| 期間                                 | 方法  | 時間               | 場所                | 面接                          | 結果通知                            |
|------------------------------------|---|------------------|-------------------|-----------------------------|---------------------------------|
| 令和4年<br>12月5日(月)<br>～<br>12月16日(金) | <b>持参</b><br>※平日のみ受付                              | 8時30分<br>～17時15分 | 保育課<br>(市役所西庁舎3階) | 令和4年<br>12月23日(金)<br>まで(予定) | 郵送等での申込者の<br>一次選考に含め<br>2月上旬に郵送 |
|                                    | <b>郵送</b><br>※宛先は1ページ<br>参照<br>※12月16日(金)<br>【必着】 |                  |                   |                             |                                 |

※出生・転入以外の理由で予備受付期間に申し込みされた方は、二次選考の対象となります。

郵送の場合は締切日【必着】となるため、ご注意ください！



令和4年11月1日以降に出生または転入し、かつ上記の予備受付期間中の申請に間に合わない児童の入所申込については、令和5年2月3日(金)までに保育課にご相談ください。

## 5 保育施設の利用について

### (1) 利用時間について

利用時間は保護者の就労等の状況に応じ、「保育標準時間利用」と「保育短時間利用」の2区分に分かれます。

| 利用時間の区分 |                           | 保育施設の利用時間   |
|---------|---------------------------|-------------|
| 保育標準時間  | 保護者のいずれもフルタイム就労           | 11時間/日までの利用 |
| 保育短時間   | 保護者のいずれも、又は、いずれかがパートタイム就労 | 8時間/日までの利用  |

※各保育施設の開所時間については、「郡山市内認可保育施設一覧」をご覧ください。

※パートタイム就労でも児童の送迎が難しい勤務体制などの場合は、保育標準時間を希望できます。

### (2) 利用期間について

保育施設を利用できる期間は、保育を必要とする事由により異なります（下表参照）。

| 保育を必要とする事由 | 保育施設の利用期間  |
|------------|--|
| 就労         | 雇用期間の定めがある場合には、その翌月まで<br>働き始めたばかり等の理由で勤務実績がない場合は4か月目に実績報告のため<br>再び就労証明書等の提出が必要となります。<br>※「就労」での認定は『月52時間以上』就労していることが要件です |
| 求職活動       | 3か月間 ※定められた期間内に就労証明書等を提出できれば期間延長可能   |
| 妊娠・出産      | 出産予定日の2か月前から出産後2か月まで【期間延長不可】   |
| 保護者の疾病・障がい | 病状等が回復するまで ※9月末、3月末に状況を確認します   |
| 同居親族の介護・看護 | 病状等が回復するまで ※9月末、3月末に状況を確認します   |
| 就学         | 卒業（修了）予定日の月末まで   |

#### ◎ 注意 ◎

次に該当した場合は、「退所」になります。

- ① 「求職中」を理由として保育施設を利用する方が、期間満了月の15日までに就労証明書等を提出できない場合
- ② 「妊娠・出産」を理由として入所が決まった場合、出産後2か月後の期間延長はできません。
- ③ “1か月以上登所がない”、“月の半分以上登所がないことが続く長期欠席の場合”、“家庭保育可能と認定された場合” など

### (3) 給食について

| 年齢（4月1日現在） | 給食の種類 |                             |
|------------|-------|-----------------------------|
| 0歳児        | 離乳食   | 給食費は保育料に含まれます               |
| 1・2歳児      | 給食    | 給食費は保育料に含まれます               |
| 3・4・5歳児    |       | 給食費は <u>保育料とは別に</u> 負担となります |



#### ◎ 注意 ◎

入所対象年齢が満1歳からの保育施設では、原則、育児用ミルクは準備できませんのでご了承ください。

#### ◎ 認可保育施設の情報等について ◎

- ・各施設の詳細は郡山市ウェブサイト又は郡山市内認可保育施設一覧をご確認ください。  
なお、新たに認可保育施設が増える場合は、郡山市ウェブサイトに情報を掲載します。
- ・見学を希望される場合は事前に施設に連絡のうえ、見学をしてください。
- ・クラス編成は各保育施設で決定します。